

匝瑳市農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、農業者を確保し、営農意欲を助長するため、大型特殊免許又はけん引免許等の農耕車の資格を新規に取得した者に対し、予算の範囲内において農耕車用大型特殊免許等取得助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し匝瑳市補助金等交付規則（平成18年匝瑳市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大型特殊免許 全長4.7メートル以上、全幅1.7メートル以上、ヘッドガードの高さ2.8メートル以上、全高2.0メートル以上、最高速度時速15キロメートル以上の車両を運転する際に必要な免許をいう。
- (2) けん引免許 重量が750キログラムを超えるトレーラー等をけん引する際に必要な免許をいう。
- (3) 農耕車 トラクターやコンバイン等の農作業に使用する車両をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が定める者を除く。

- (1) 大型特殊免許又はけん引免許等の農耕車の資格のいずれか又は両方を新規に取得した者
- (2) 人・農地プランに地域の中心となる経営体と位置付けられた若しくは位置付けられる見込みがある農業者又は地域計画のうち目標地図に位置付けられた若しくは位置付けられる見込みがある農業者

(3) 助成金の交付の申請をした日から5年以上にわたって申請時と同等以上の規模の営農を継続する意思のある者

(4) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税の滞納がない者

(助成対象経費等)

第4条 助成金の対象となる経費は、自動車教習所及び千葉県立農業大学校における免許を取得するために必要な講習等に係る費用並びに受検手数料、受検免許証交付手数料等の免許の取得に直接要した経費とする。

2 助成金の額は、第1項に規定する経費の額を合計した額とする。ただし、2万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 資格取得が確認できる書類

(2) 講習料金・受験手数料等の領収書の写し

(3) 誓約書（第2号様式）

(4) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に滞納がないことを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第3号の書類については、交付申請者が同意書（第3号様式）を提出することにより添付を省略することができる。

3 助成金の交付を申請しようとする者は、前項の申請書を提出する際に規則第12条に規定する実績報告を農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）により行わなければならない。

(交付の決定等)

第6条 規則第4条の規定により、市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請書の内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、助成金の交付の決定をした場合は規則第13条の規定により助成金の額を確定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を農耕車用大

型特殊免許等取得助成金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（第4号様式）により助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する助成金の額の確定をした場合は、前項に規定する通知に併せて農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（第4号様式）により規則第13条に規定する助成金の額の通知を行うものとする。

（交付の請求）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者が、規則第15条の規定により、助成金の交付を請求しようとするときは、農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付決定取消通知書（第6号様式）により当該交付決定者に通知することができる。ただし、災害、病気、転勤等のやむを得ない事情があるとして市長が認めた場合はこの限りでない。

（1） 虚偽その他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（2） 助成金の交付の申請をした日から5年未満に大型特殊免許及びけん引免許等の農耕車の資格を失効したとき。

（3） 助成金の交付の申請をした日から5年未満に離農又は申請時と同等以上の規模の営農を継続しなかったとき。

（4） その他この告示に違反する行為があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、助成金の返還を請求するものとする。

（報告等）

第9条 市長は、助成金の交付に係る事業の状況を把握するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、失効する。

3 この告示の失効の際、現に前項の規定による失効前の匝瑳市農耕車用大型特殊免許等取得助成金交付要綱（以下「失効前の告示」という。）第6条第1項の規定により市長が助成金の交付の決定をした者に係る当該決定に係る助成金の交付の請求、取消及び返還並びに報告等に関し、失効前の告示第7条から第9条までの規定は、前項の規定による失効後も、なお効力を有する。